

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 4 月 25 日現在

機関番号：10104

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2009～2011

課題番号：21530325

研究課題名（和文） 近代北西ドイツ農村社会における地域管理の構造と機能

研究課題名（英文） The Structure and Functions of local and regional Governance in northwestern Germany's rural societies during the 18th and 19th centuries

研究代表者

平井進（HIRAI SUSUMU）

小樽商科大学・商学部・教授

研究者番号：30301964

研究成果の概要（和文）：本研究では、18・19 世紀ドイツの農村社会における地域管理の構造と機能を検証・考察するための基礎調査として、北西ドイツを事例として、地域管理の直接的な担い手である農村ゲマインデ及びその他の地域組織の構造と役割・役職制に注目して、文献・史料の調査・検討を行った。すなわち、19 世紀ドイツの農村ゲマインデ法制の展開と北西ドイツにおける特色及び転換の実際、転換以前の 18・19 世紀前半の北西ドイツの農村ゲマインデ組織、とりわけそこにおいて特徴的な北海沿岸部の地域組織の構造と役割が本研究の主要な対象である。

研究成果の概要（英文）：This research project has examined the formations, roles and offices of rural communal organizations in northwestern Germany from the 18th to the 19th century. It forms part of a fundamental investigation and analysis of the structure and functions of local and regional Governance in modern Germany. The first part presents the legal developments of rural municipal systems in German territorial states and the actual situation in the Kingdom Hanover during the 19th century. The second part discusses local and regional organizations in northwestern Germany, particularly in the North Sea areas, before 1850.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009 年度	1,300,000	390,000	1,690,000
2010 年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2011 年度	900,000	270,000	1,170,000
年度			
年度			
総計	3,200,000	960,000	4,160,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：経済学・経済史

キーワード：経済史

1. 研究開始当初の背景

本研究は、国内外の研究文脈において、以下

のような 3 つの問題関心を背景にもつ。

第 1 に、形成期の近代国家の地方統治をめぐ

る研究文脈である。近世には農村ゲマインデが単に領邦国家の末端行政機関化したという古典像が相対化された後に、最近では領邦政府と農村住民が単純に対峙していたというよりも、領邦地方行政機構の末端とされてきた領邦地方官吏やゲマインデ自治を担うとされてきたゲマインデ役職者が領邦君主と農村住民の間に介在し、自律的に支配に参加する形で領邦君主の農村統治は実現された、という行政社会史的な視角が導かれている。

第2に、こうした視角による検証・考察の場として報告者が期待している、地域管理（自治行政及び領邦支配の媒介による地域運営）としての環境管理問題の研究状況である。ドイツにおいて18・19世紀の環境史研究は、農村社会史にも研究の新展開をもたらしたが、地域における環境・開発問題に関する管理制度の構造・機能が正面から論じられることはまだ少ない上に、少数の例外も領邦国家と農村住民の対峙という二項対立的な構図から叙述されている。現在上のような行政社会史的な視角による考察が要請されている。

第3に、報告者が事例地としている北西ドイツに関する農村社会史の研究状況である。18・19世紀の同地方の農村では、共有地の荒廃・分割、森林の保護・管理、大規模な湿原開発・干拓といった開発・環境問題が存在したことが知られているが、このような領域において地域管理の主要な担い手であり、上のような行政社会史的研究の考察の前提となる農村ゲマインデその他の地域組織についての実証研究は始まったばかりである。それらについて研究蓄積が比較的豊富な西南ドイツや東部ドイツとは異なり、まずは、こうした地域組織の詳細（組織構造と機能・役割）を明らかにしなければならない状況にある。

2. 研究の目的

本研究は、こうした研究関心を背景として、前著に引き続き、18・19世紀前半の北西ドイツを対象領域とし、地域管理（とりわけ環境管理）の担い手として農村ゲマインデ及びその他の地域組織の構造・役割とそれに付随する諸問題を検討することを目的とした。

すなわち、まず、(1)19世紀ドイツの農村ゲマインデ制の展開を全体的に把握し、そこにおける北西ドイツの農村ゲマインデ制の転換の実際を位置づけた上で、次に、(2)北西ドイツにおいてそうした展開の転換点となる1850年前後の

農村ゲマインデ立法までの時期（18-19世紀前半）について、①農村ゲマインデ及びその他の地域組織の制度と組織構造、②役職者としてそれらを支える農民的な地域指導層の社会的実態及び領邦行政との関係、③地域組織による環境管理問題への対応及びそれへの領邦政府の介入・関与のあり方、を調査することである。ただし、時間的な制約などから、本研究は主に(1)及び(2)の①・②に関する基礎調査を主眼とした。

3. 研究の方法

研究方法は、文献・史料の調査・収集・整理というオーソドックスなものである。

上記の(1)については、19世紀のドイツ各邦における農村のゲマインデ法制を狭義の成員権（政治参加資格）と家屋・土地保有との関係や北西ドイツの位置づけに注目してその展開を整理し、北西ドイツで最大の領域をもつ領邦であったハノーファー王国に関して、農村ゲマインデ制の改革となる1850年代の立法、特に1852年農村ゲマインデ法・付属規定の投票権（集会参加権や役職就任資格の基礎）の規定における家屋・土地保有条件の扱いに注目し、同法以前の状況・同法の成立過程・同法の適用事情を調査した。

それらのための調査対象としては、ドイツ各邦の法令集や国法概説書、コメンタール類の他に、ハノーファー王国の1850年代の農村ゲマインデ立法に関しては、同邦の内務大臣としてゲマインデ制改革を進めたC.B. シュテューヴェの著作類、パンフレット類、領邦議会の議事要旨、地方史文献、上記の農村ゲマインデ法適用に関連する地方官庁文書を用いた。

上記の(2)について、報告者は、一方で従来の研究から北西ドイツ内陸部の19世紀前半以前のゲマインデ組織については一定の見通しを得ていること、他方で農民自治の伝統や高潮対策という環境対応において特に北海沿岸地方で農村ゲマインデその他の地域組織が重要な役割を果たしたと考えられることから、北海沿岸地方を重点的な検討対象とした。すなわち、北西ドイツ北海沿岸地方について①は特に地域組織の成員資格や役職制、主にその東部についてエルベ川河口湾周辺を中心にして②は農民的な上層と予想されるゲマインデその他の地域組織役職者の社会的状況や領邦地方官吏との関係、③は主に堤防管理に関する問題などを対象として文献・史料調査を行った（ただし、上記のように主に①・②）。

調査対象としては、文献では、一般の研究文献の他に、19世紀以来の伝統をもつ地方史・地域史雑誌の論文、自治体史などの郷土史文献が重要であり、史料では、18・19世紀前半の同時代文献（各地域のクロニクや地誌など）や法令集などの公刊史料に加え、現地文書館所蔵の未公刊史料（3月前期・3月革命期のゲマインデ制調査記録、3月革命前後のゲマインデ制その他地域組織をめぐる係争記録、地租簿、堤防団体記録など）、さらに郷土史家の手稿等であった。

以上のような文献・史料の調査・収集のために、国内及びドイツ各地の大学図書館・文書館に複写を随時依頼して取り寄せたほか、休業期間中にドイツに出張し、現地の大学図書館（Hamburg, Kiel）や州立図書館等（Hannover, Aurich, Kiel）、州立文書館（Stade, Aurich, Schleswig）、郡立文書館（Otterndorf, Husum）市立文書館（Cuxhaven）を訪問した。国内では東京大学図書館、一橋大学図書館（地方史・地域史雑誌）、慶応義塾大学図書館（地方史のシリーズ）、早稲田大学図書館（法令集・稀覯書）、中央大学図書館（オットー・ブルンナー文庫）、さらに北海道大学図書館（農業雑誌・ティーム文庫）、京都大学図書館（地方農業雑誌）、九州大学図書館などに所蔵される関連文献の複写・収集を行った。

4. 研究成果

（1）19世紀ドイツの農村ゲマインデ制の展開の全般的な傾向やそこにおける北西ドイツの位置とゲマインデ制の転換の実際について、狭義の成員権（政治参加資格＝ゲマインデ集会の参加権やそこでの投票権を中核とする）と家屋・土地保有との関係という観点から、主として次の諸点を明らかにした。

①19世紀の農村ゲマインデにおける家屋・土地保有の政治的意義は、全ドイツ的にみて制度的に3月革命期以降大きな転換が確認される。19世紀前半までにドイツの大部分を占めた、農村ゲマインデが土地保有者団体（狭義の成員資格は領域内の土地保有が基礎となる）的な組織原則をとる地方では、19世紀後半には投票権（に代表される政治参加資格）が不平等化しつつ、家屋・土地保有との結合が弛緩・消滅していき、第2帝政期には領邦籍・帝国籍を前提にして男性世帯主の範囲で住民団体（成員資格の取得は単にゲマインデ領域内への居住による）へ接近していった。

②北西ドイツ諸邦はこの制度転換の典型であっ

たが、中心邦ハノーファー王国をみれば、転換を開始した1852年の農村ゲマインデ立法において、政治参加資格と家屋・土地保有の結合解除は、有産層（特に中間身分）の優位を確保しながら、貴族・下層民その他の「非定住者」をも含む農村住民全体を「ゲマインデ市民」とする政策に関わる措置であり、家屋・土地保有は、投票権・政治参加資格の唯一の根拠としての性格を失いつつその不平等化の中で規模に応じて優遇条件であり続けた。1850年代の反動期の改正立法・第二帝政成立前後の立法でも、家屋・土地保有のそうした位置づけは維持された。

③農村ゲマインデの実態をみれば、1850年代から第2帝政初期まで下層農・零細地保有者の抵抗にあいながら政治参加の不平等化が進められた一方、その非制限化は確かに1850年代以降「非定住者」に及んだものの、特にその主要部分を占める家屋・土地を所有しない借家人層のゲマインデ負担の分担忌避と政治参加からの逃走、領邦当局・ゲマインデによるその容認・制度化という事態がみられ、男性世帯主に限っても全住民のゲマインデ政治への統合には至らなかったと考えられる。

④結果として、19世紀において、一部で家屋・土地の保有に結びついた政治参加の身分的制限が残りつつも多くの農村ゲマインデでそれから収入・所得による不平等化・制限への転換が生じ、家屋・土地保有家父の連合という近世までの農村ゲマインデの土地保有者団体的な組織原則は19世紀中頃以降解体した一方、実質的に家屋・土地保有は19世紀を通じて重要な政治的意義を保ち続けたのである。

（2）こうした転換までの18・19世紀前半の北西ドイツの農村ゲマインデその他の地域組織の内、特に北海沿岸地方に関して、主として以下の諸点を明らかにした。

①農村ゲマインデその他の地域組織の諸制度と組織構造・機能：北西ドイツの北海沿岸地方は、主に肥沃な低湿地からなるが、共同耕地・共有地といった農業共同体組織の存在に乏しく、領主制やそれを基礎とする貴族勢力も弱体であった。共同体組織の存在を前提とするフェーフエ制やその他のゲマインデ株的制度とそれに基づく身分階層制も未成熟であった。

地域組織としては、行政的な農村ゲマインデ、堤防団体・排水団体、広域自治組織が併存した。行政な農村ゲマインデとしては教区団体が最も一般的であった。一部地域では教区の下部単位のパウアーシャフト・ドルフシャフトも行政的

ゲマインデとして併存・機能し、一部ではそれが教区団体に代わり役割を果たした。一部では教区団体が司法機能を持ち、領邦裁判に代表を派遣した。堤防団体及び排水団体は、内陸部の共有地組織や共同耕地組織に対応するレアルゲマインデと考えられ、堤防団体は高潮から宅地・耕地を守る堤防の保守、排水団体は排水路の保守、水門の操作を役割とした。これらは、農村ゲマインデと領域的・組織的に一致する場合とずれる場合の双方があった。以上の地域組織の組織構成は、狭義の成員資格（政治参加資格）からみて、内陸部の同時期のゲマインデ諸団体と同様に、土地保有者のみを包摂するものであった。ただし、成員資格は、一部の例外地域を除き、フーフエ制的・ゲマインデ株的な制度に基づけられず、行政的な農村ゲマインデでは一定規模以上の土地保有が基礎資格であった。堤防団体・排水団体の場合は単に堤防・排水負担義務を課された土地の保有であったとみられる。行政的な農村ゲマインデの狭義の成員資格の基礎となる土地保有規模には地域差があり、しかも同一地域内でも教区間に相当の差違がある場合もあった。

さらに、東部（ヴェーザー川以東）では、ラントシャフトあるいはラント団体といわれる広域自治組織の存在が特徴的である。それは、中世盛期に北海沿岸地方の各地で成立した農民たちの政治的・軍事的な自治組織であるランデスゲマインデの後継組織で、この地方が周辺領邦君主の支配に服した後も、課税同意権や領域内の慣習法の維持といった様々な特権をもつ地域組織として、19世紀中頃まで存続したものである。18・19世紀前半には、それらは、一方で領邦行政組織と絡み合い、領邦官吏の監督を受けつつ、他方で各農村ゲマインデの代表者からなる意思決定機関と独自の役職者をもつ上位の自治組織であり、多くの場合さらに領域内の各堤防団体の相互調整を果たす上位の堤防団体としても機能していた。なお、西部（ヴェーザー川以西）ではこうした広域自治組織はみられなかったが、オストフリースラントでは各教区の農民的土保有者は領邦議会等に代表者を送り、各ランデスゲマインデは領邦形成過程で領邦身分にいわば融解していたと解釈できよう。

②地域組織の指導的な役職者の社会的実態及び領邦行政との関係：東部、特にエルベ川河口湾周辺についていえば、指導的な役職者の選出方法は多様で、純粋な選挙制や領邦当局の任命制もあるが、内陸部のゲマインデ諸団体とは異な

り輪番制はあまりない。同僚の合議による選出やそれに基づき領邦当局が選任・承認する形の自己補充制が目立つ。

役職者の就任・被選出資格については、一般に身分的制限はないが、領域内に貴族が居住する場合貴族と農民で広域自治組織の役職を分け合う地域や逆に公式・非公式に貴族が排除された地域も存在した。他方、就任資格として、一定規模以上の土地（か一定額以上の財産）保有という条件が規定される場合が少なくなく、それが明示的にない場合も、地域組織の指導的な役職は俸給がほとんどないことが多いため、事実上一定の土地（か財産）保有が就任の前提になっていたと考えられる。それが明示的に規定される場合、必要な土地保有規模は、数ヘクタールから50ヘクタールまで、地域や役職によって相違した。

役職者の土地保有規模の実際については、1800年前後の状況からみて、指導的な役職の就任者は、保有地規模がたいいてい10ヘクタール以上、たいいてい20ヘクタールを超える大農的水準で、しばしば30ヘクタール以上であった。

地域差はあるものの、18・19世紀前半多くの地域で指導的な役職に同一の姓が頻出する傾向がみられた。地域名望家的寡頭層というべき地域指導層家系の存在が想定され、男子均分相続的な傾向をもち、また高潮被害や農業経営の市場指向性の強さから社会的流動性が高いとされる北海沿岸地方において、内陸部のホーフ子相続地帯とは異なり、それは決して自明ではなく注目すべきである。

ただし、広域自治組織では法律家的専門職の設置が一般にみられたことに加え、（少なくとも）一部地域では、教区団体の指導的な役職にも大学法学部卒業者が進出する傾向がみられる。こうした法律家と地元の大農的土地保有家族との関係が注目される。

領邦地方官吏との関係では、役職自体に地域組織的性格と領邦官吏的性格の二重性がある場合が少なくない。両者が一応区別される場合、地域組織の指導的役職者と地域内の領邦地方官吏が人脈的にほとんど交わらない地域と交錯する地域が存在し、交錯する場合、領邦地方官吏は、地元出身者登用原則によって地域組織役職者と密接に関係する社会集団の出自だったと考えられる。ここでも地元の大農的土地保有家族と法律家・大学卒業者との関係が注目されよう。

③地域組織による環境管理問題への対応及びそれへの領邦政府の介入・関与のあり方について

て:エルベ河口湾周辺部のハーデルン地域では、とりわけ最も重要な海堤防を保守するため、教区単位で土地所有者が堤防団体に組織され、それらを広域自治組織（の指導的役職者集団＝各教区の指導者たち）が統括するという形で教区連合的かつ自治的に堤防が管理されていたが、その一方、領邦君主地は堤防義務を免除され、領邦当局は、広域的な地域自治の存在を利用して堤防管理に直接的には関与せず、地域住民（農民的土地所有者たち）にその負担をいわば押しつけていたともいえる。

こうした実情を背景にして、堤防管理をめぐる地域自治と領邦支配の関係について従来の像とはやや異なった状況がみえる。堤防復旧における地域自治と領邦支配の力関係について、高潮被害後、堤防復旧の費用の負担の重さから、領邦君主が費用援助を行う場合その支配統制が強まるという構図が従来指摘されていた。

それに対して、ハーデルンでは、高潮・破堤という状況ではないが、18世紀末に工事に多額の費用を要する新工法による、堤防・護岸強化問題が生じた際、広域自治組織（の指導的役職者集団）は、領邦君主地からの負担を求め、領邦当局と交渉した。領邦当局は地方当局・財務局・枢密参議会など必ずしも一枚岩ではなかったと思われるが、最終的に領邦君主地の負担を認め、費用支出を決定した。ここでは、地域自治と領邦支配が直ちには矛盾せず、地域組織を担う地域指導層の主導で領邦当局の関与が導かれ、堤防・護岸強化が達成された。地域住民と領邦当局の間に立つ地域名望家層による、領邦支配の媒介の一例と考えられる。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計5件）

- ① 平井進「書評：足立芳宏『東ドイツ農村の社会史』、『村落研究ジャーナル』、査読無、第18巻（予定）、2012年、頁数未定；
- ② 平井進「18・19世紀前半北西ドイツ北海沿岸部地方の領邦官吏と自治組織役職者」『国際比較研究』、査読有、第8巻、2012年、57-85頁；
- ③ 平井進「18・19世紀前半北海沿岸農村社会の地域役職者」『国際比較研究』、査読無、第7巻、2011年、151-176頁；
- ④ 平井進「19世紀北西ドイツの農村ゲマイン

デ制と政治参加資格：北西ドイツ・ハノーファーを中心に」Discussion Paper Series (Center for Business Creation/Otaru University of Commerce)、査読無、No. 124、2010年、1-37頁。

- ⑤ 平井進「近代ドイツ史から――北西ドイツの低湿地社会と堤防管理問題――」（パネルディスカッション・レポート）『社会経済史学』第75巻第1号、査読無、2009年、82-83ページ。

〔学会発表〕（計4件）

- ① 平井進「書評：足立芳宏『東ドイツ農村の社会史』」、ドイツ現代史研究会、2012年1月21日、京都大学；
- ② 平井進「18・19世紀前半北西ドイツ北海沿岸農村社会と地域組織：『ゲルマン共同体』の神話」、京都大学農学研究科農史講座研究会、2012年1月20日、京都大学；
- ③ 平井進「18・19世紀前半北西ドイツ北海沿岸農村社会の地域組織：共同性・統治・役職者」、農村史研究会、2011年12月3日、学士会館；
- ④ 平井進「19世紀ドイツの農村ゲマインデと家屋・土地保有」、農村史研究会、2009年6月12日、学士会館。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

平井進 (Hirai Susumu)
小樽商科大学・商学部・教授
研究者番号：30301964